



～安定したごみ処理の実現と新クリーンセンター整備に向けて～

佐久市・軽井沢町・立科町・御代田町による枠組みが決定

来春を目途に『一部事務組合』を設立

1市3町による新一部事務組合の枠組み決定にあたり

地域の皆さまには、新クリーンセンター建設に向けた事業に対して、ご協力いただいておりますことに心より感謝申し上げます。

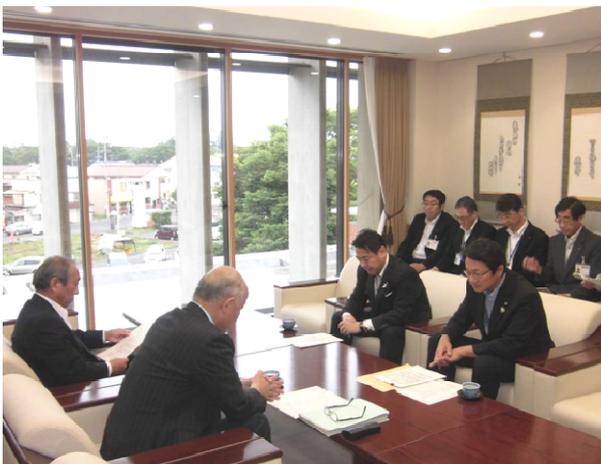
この事業は、佐久市が中心となって建設候補地の選定を行ったなかで、御代田町に近接する北パラダスキー場駐車場付近が建設候補地となったことから、御代田町に協力の要請がありました。

町では、将来のごみ処理について「佐久地域に一つの焼却場が望ましい」とする方針を掲げていましたので、自治体の共同による焼却施設ができれば、御代田町のごみが将来に向けて安定的に処理できることから、佐久市の計画に協力することといたしました。

昨年度からは職員を佐久市に派遣し事務レベルの作業を進めていますが、6月21日には佐久市・軽井沢町・立科町・御代田町の首長による会議が開催され、来年度からの一部事務組合の設立を目標とした枠組みに御代田町の参加が決まりました。

町としましては、今後も関係区や住民の皆さまに丁寧に説明し、環境アセス終了後、引き続き新クリーンセンター整備に向け、ご理解とご協力をいただきながら慎重に進めていきたいと考えていますので、よろしくごお願い申し上げます。

平成25年7月10日 御代田町長 茂木 祐司



▲6月21日 1市3町首長会議(佐久市役所応接室)

佐久市長(右上) 御代田町長(右) 軽井沢町長(左) 立科町長(左上)

1市3町首長会議で「枠組」「組合名称」等が決定

6月21日、佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町の市町長が参集し、1市3町首長会議が開催されました。

これまで、事務レベル協議会において一部事務組合の設立に向け組合名称、施設の整備、運営等について、慎重な協議が進められてきましたが、今回開催された首長会議において、「一部事務組合の構成団体」、「組合名称」等が決定、合意されました。

一部事務組合は来年4月を目途に設立が予定されており、設立に向けた詳細な調整が今後も進められていきます。

■ 一部事務組合の構成枠組 ⇒ 佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町 (※平成26年4月設立予定)

■ 一部事務組合の名称 ⇒ 佐久市・北佐久郡環境施設組合

■ 一部事務組合とは

市町村は、地方自治法の規定に基づき、相互に関連する事務の一部を共同で処理するために、「組合」を設けて合理的かつ円滑に事務を進めることができます。「組合」には、「一部事務組合」と「広域連合」の2種類があり、議会もあります。議員は、組合構成市町村の議員がそれぞれ兼ねます。

例えば、現在の施設である、佐久クリーンセンターは「佐久市」と「軽井沢町」がごみを処理しています。従って運営に係る事務を共同で処理するために「佐久市・軽井沢町清掃施設組合」が設立され、それぞれの市町から職員が出向して事務を行っています。

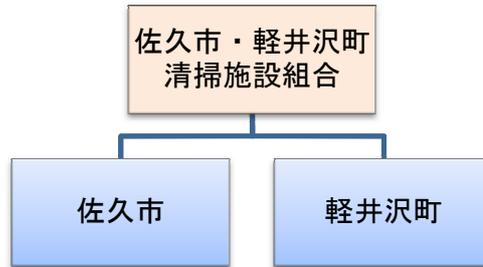
■ 新クリーンセンターにおける一部事務組合とは

新クリーンセンター整備事業は、現在の佐久クリーンセンターと川西清掃センターの後継施設として、両施設を統合した新ごみ焼却施設として位置付け、計画が進められています。既存2施設を運営しているのが、佐久市と軽井沢町で構成する「佐久市・軽井沢町清掃施設組合」と、佐久市、立科町、東御市で構成する「川西保健衛生施設組合」です。

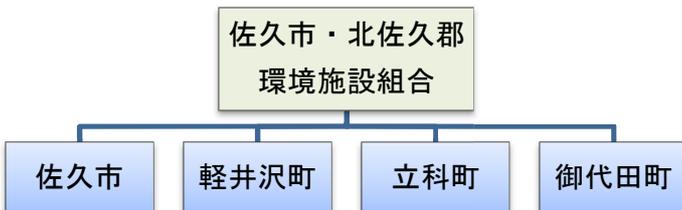
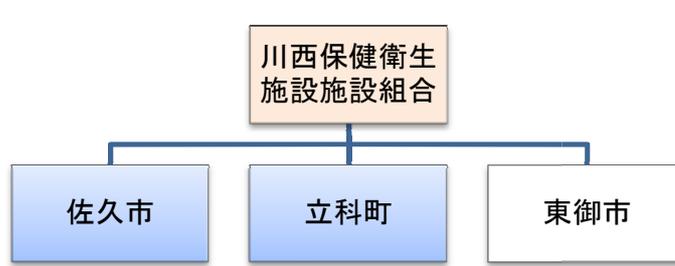
現在、計画されている新クリーンセンターの整備事業や運営などの事務処理を共同で行っていくために、「新たな一部事務組合」を設立する必要があります。



▲佐久クリーンセンター（現行施設）



▲川西清掃センター（現行施設）



佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町の1市3町では、定期的に事務レベル協議会を開催し、新たな一部事務組合設立に向けた協議が進められてきました。新クリーンセンターにおける新たな一部事務組合の枠組みが決定となり、設立に向けた最終調整が進められていますが、これまで佐久市が中心となり進めてきた本事業は、平成26年4月を目途に、新たに設立される一部事務組合（佐久市・北佐久郡環境施設組合）に引き継がれることとなります。

【発行】	御代田町 町民課 環境衛生係 御代田町大字御代田 2464 番地 2 電話：0267-32-3111（内線 47）
【佐久市問合せ先】	佐久市 環境部 新クリーンセンター整備推進室 佐久市中込 3056 番地 電話：0267-62-2111（内線 484）